



(2-3) 緊急避難場所・経路の確保

施策 2-3-⑧

緊急避難場所の確保・整備

地震・津波

【取組の概要】

地方公共団体は、住民の生命を守るため、必要な緊急避難場所（津波避難場所、一時避難場所等）の確保・整備を行います。

津波からの避難は、津波が到達するまでに、浸水想定区域外や高台等へ逃げるのが基本となります。浸水区域外や高台等への避難が困難な地域では、津波避難ビルの指定（施策 2-3-⑨参照）、人工的な高台の整備や津波避難タワー等の整備（施策 2-3-⑩参照）を検討します。

また、新たな緊急避難場所の整備等を行った際には、避難訓練や説明会等を実施することで、住民への避難場所の周知や防災意識の向上につながることが期待されます。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

○避難場所の選定

- ・各県が公表した津波浸水想定を踏まえ、浸水想定区域外で新たな避難場所の確保を進めることが重要です。
- ・新たな避難場所の計画にあたって、安全確保を前提に、既存施設の改築や普段から利用できる用途を持った施設の整備を検討することは、財政上からのメリットがあります。
- ・東日本大震災では、高規格道路の法面等が、津波からの避難場所となったという事例があることから、関係機関等との調整のもとで、有事の際の避難場所としての指定を検討することが効果的です。
- ・津波避難場所の確保にあたっては、土地や施設所有者等の理解と協力を得て、民有地や施設等を活用することも重要です。

○情報収集・備蓄等

- ・東日本大震災では、避難者に津波や被災の情報が伝わらずに、不安な状況が続いたといわれています。現在の避難場所の確認や新たな避難場所の確保にあたっては、周辺状況を見渡すことが可能という条件も重要な視点となります。
- ・大きな地震が発生した場合は、津波が繰り返し来ること、第一波が最も大きいわけではないことから、避難場所での滞在が必要となります。また、夜間や雨天時に滞在する場合も想定し、水や食料、毛布等の備蓄についても検討することが必要です。

5 災害に強いまちづくり計画



- ・避難場所は一時的に避難する場所であり、2次避難施設への移動方法等について検討しておくことも必要です。

【事例】

○阿南市の取組み

・民間のバスを避難所等として利用する協定の締結

- ・阿南市では、バスの一時避難場所としての活用として、阿南市・阿南市津乃峰町自主防災会合同会議・津乃峰小学校PTA・海部観光の4者による避難所等施設利用に関する協定を結んでいます。
- ・大規模な地震や津波等災害が発生した時に、津乃峰小学校児童は3分で1次避難所に集合、15分後には2次避難所である津乃峰地区防災公園（標高7.9m）に避難することとなっていますが、防災公園は屋外での避難となるため、児童や高齢者等の要配慮者を優先的に、海部観光が所有する車庫施設及びバス車両へ避難誘導させることとしています。
- ・バスには鍵がかかっていますが、社員が24時間常駐しているため、夜間時の避難住民の受け入れも可能となっています。



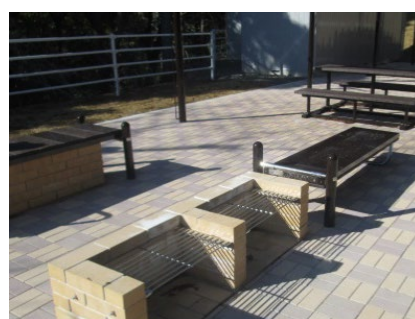
海部観光（一時避難場所）



○美波町の取組み

・地域の実情に対応した避難場所の整備

- ・美波町では、主要な避難場所においては、津波の終息までの一時的な滞在のための条件整備として、屋根の整備や備蓄の確保等に努めています。
- ・金比羅山の避難場所では、避難場所での滞在に備え、避難集合場所への屋根付施設（ブルーシートにより囲うことが可能）の整備、かまどベンチや防災倉庫の設置等を行っています。
- ・また、地域の孤立や避難所の不足が懸念されることから、集落の規模や地域の実情に即した、地域分散型避難施設の整備を進めています。



左：屋根付き施設、右：かまどベンチ（出典：美波町提供資料）



農林漁業体験交流施設（出典：美波町提供資料）